

目 次

第2 児童福祉に関すること

1	児童福祉に関する窓口	72
2	医療	
(1)	子ども医療費の支給	73
(2)	学生医療費の支給	74
(3)	ひとり親家庭等医療費の支給	75
(4)	養育医療の給付	76
3	手当・保健等	
(1)	児童手当の支給（国制度）	77
(2)	児童扶養手当の支給（国制度）	78
(3)	愛知県遺児手当の支給（県制度）	79
(4)	みよし市遺児手当の支給（市制度）	79
(5)	公正証書等作成支援	80
(6)	養育費保証契約締結支援	80
(7)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県制度）	81
(8)	母子・父子家庭自立支援給付金	81
(9)	母子・父子・寡婦福祉資金償還援助金（市制度）	82
(10)	母子保健事業	83
4	子育て支援・保育園等	
(1)	保育園	84
(2)	一時的保育	86
(3)	特別延長保育	87
(4)	休日保育	88
(5)	病児・病後児保育	89
(6)	放課後児童クラブ	90
(7)	親子通園ルーム「ふたば」	91
(8)	児童発達支援事業所「よつば」	91
(9)	こども相談窓口	92
(10)	子育て支援センター	93
(11)	ファミリー・サポート・センター	94
(12)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	95
(13)	母子生活支援施設入所	95
(14)	助産施設入所	96
(15)	子どもの学習・生活支援事業	97

第2 児童福祉に関すること

1 児童福祉に関する窓口

取扱事項	窓口
手当・給付金 児童手当（国制度）、児童扶養手当（国制度）、愛知県遺児手当（県制度）、みよし市遺児手当（市制度）、母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県制度）、母子・父子家庭自立支援給付金、母子・父子・寡婦福祉資金償還援助金（市制度）	市役所 こども政策課 電話32-8034
保育 保育園、一時的保育、特別延長保育、休日保育、親子通園ルーム、児童発達支援事業所 子育て支援センター 相談事業、子育て支援、子育てふれあい広場、ファミリー・サポート・センター	市役所 保育課 電話76-5420
子育て支援 こども相談窓口（こども・子育て、家庭相談、児童虐待）、子育て短期支援事業（ショートステイ）、母子生活支援施設入所、助産施設入所 母子保健事業 母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、育児相談	市役所 こども相談課 電話76-5310
子ども医療費の支給、学生医療費の支給、ひとり親家庭等医療費の支給、養育医療の給付	市役所 保険健康課 電話32-8016

2 医療

(1) 子ども医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

高校生等（18歳到達の年度末）までのこども

ただし、進学目的で本市から他の市区町村に転出した高校生が入院し、医療の給付を受けた場合、その高校生を税法上扶養している方に支給します。

※次の方は対象となりません。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 6歳到達の年度末後のこどもで、障がい者医療（精神障がいは除く）、ひとり親家庭等医療受給資格者

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

- (1) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ（こどもの名前の記載のあるもの）
- (2) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

健康保険証等加入医療保険の資格情報がわかる種類と子ども医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

県外の医療機関での診療については、医療費の自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) 受給者証
- (5) 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
- (6) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(2) 学生医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

18歳到達の年度末後から24歳到達の年度末までの間にある方で、次のいずれかの要件を満たす学生

- (1) 学校教育法に規定する大学院、大学、高等専門学校又は専修学校に在学する方
- (2) その他市長が適当と認める学校に在学する方（病気療養や海外留学等で留年した19歳以上の高校生も対象）

ただし、進学目的で本市から他の市区町村に転出した学生が入院し、医療の給付を受けた場合、その学生を税法上扶養している方に支給します。

※次の方は対象となりません。

ア 生活保護受給者

イ 障がい者医療、ひとり親家庭等医療、精神障がい者医療受給資格者

2 支給の範囲

入院費用（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

医療費の自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
- (5) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(3) ひとり親家庭等医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

- (1) 母子及び父子家庭のうち、18歳以下の児童のいる家庭の父母及び児童
- (2) 父母のいない18歳以下の児童
- (3) 父又は母に重度の障がいのある家庭で、18歳以下の児童のいる家庭の父母及び児童

※「18歳以下の児童」とは、18歳到達の年度末までの方

※次の方は対象となりません。

- ア 前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額以上の方
- イ 後期高齢者福祉医療受給資格者（後期高齢者医療制度の対象者）
- ウ 生活保護受給者
- エ 6歳到達の年度末までのこども
- オ 障がい者医療受給資格者

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 申請に必要なもの（児童扶養手当などの申請をされた方）

- (1) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (2) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

健康保険証等加入医療保険の資格情報がわかる書類とひとり親家庭等医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

県外の医療機関での診療については、自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) 受給者証
- (5) 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
- (6) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(4) 養育医療の給付

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

次のいずれかに該当し、医師が入院養育を認めた未熟児

- (1) 出生体重が2,000グラム以下
- (2) 生活力が特に弱く、次の症状がある場合

※体温が摂氏34度以下。強度のチアノーゼが持続する。チアノーゼ発作を繰り返す。生後24時間以上排便がない。生後48時間以上嘔吐が持続。異常に強い黄疸があるなど。

2 実施医療機関

愛知県知事等が指定する医療機関（指定医療機関）

3 支給の範囲

指定医療機関での入院治療に対する医療費（保険適用分）の自己負担分

4 自己負担

世帯の所得額等によっては一部自己負担が発生する場合がありますが、子ども医療費からの充当が可能

5 申請に必要なもの

- (1) 養育医療給付申請書・世帯調書（保険健康課にあります。）
- (2) 養育医療意見書（指定医療機関の医師が作成したもの）
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

3 手当・保健等

(1) 児童手当の支給（国制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

父母その他保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している家庭の生活の安定と次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

1 対象者

高等学校修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方

2 所得制限

無

3 支給月額

	3歳未満 (3歳の誕生日の属する月まで)	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額 15,000 円	月額 10,000 円
第3子以降	月額 30,000 円	

児童手当は18歳到達後の最初の年度末（該当年度の3月分）まで支給されます。第1～3子の教え方は、22歳到達後の最初の年度末までの子で親などに経済的負担がある子の人数を年齢が上から順に数えます。

4 支給月日

偶数月に各前月までの2か月分の手当を支給します。

- ・みよし市の支払日は、各月10日です。土日祝日のときは、直前の平日になります。また、上記以外の月に随時支払をすることがあります。
- ・支払通知を送付していませんので、通帳記入でご確認ください。

(2) 児童扶養手当の支給（国制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭、父子家庭、父母いずれかに障がいのある家庭等の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

1 対象者

- (1) 次のアからクいずれかに該当する児童を監護する母
 - (2) 次のアからクいずれかに該当する児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父
 - ア 父母が婚姻を解消した児童
 - イ 父（(2)の場合母）が死亡した児童
 - ウ 父（(2)の場合母）が児童扶養手当法施行令で定める程度の障がい（国民年金法及び厚生年金保険法による障がい等級1級程度）の状態にある児童
 - エ 父（(2)の場合母）の生死が明らかでない児童
 - オ 父（(2)の場合母）が引き続き1年以上遺棄している児童
 - カ 父（(2)の場合母）がDV防止法による命令を受けた児童
 - キ 父（(2)の場合母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (3) 父母いずれにも監護されない児童を監護し、かつ児童の生計を維持する方
- ※18歳に達する年度の末日までの間にある児童が対象です。障がいのある児童については、20歳に達する日の前日まで受給期間を延長できる場合があります。

2 所得制限

有

3 支給月額（令和7年4月1日現在）

- (1) 児童数1人の場合（所得及び受給している公的年金等の額に応じて決定）
 - ア 全部支給 46,690円
 - イ 一部支給 46,680円から11,010円まで
- (2) 児童数2人目以降の加算（児童1人につき）
 - ア 全部支給 11,030円
 - イ 一部支給 11,020円から5,520円まで

4 支給月日

5月（3月・4月分）、7月（5月・6月分）、9月（7月・8月分）、11月（9月・10月分）、1月（11月・12月分）、3月（1月・2月分）の、原則として11日（11日が土日祝日のときは、直前の平日）

(3) 愛知県遺児手当の支給（県制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭、父子家庭、父母のいずれかに障がいのある家庭等の児童の健全な育成及び福祉の増進を目的として、愛知県から支給される手当です。

1 対象者

児童扶養手当と同じ（ただし、愛知県内に居住する場合に限る）

※公的年金等を受給している場合及び児童が父又は母に支給される公的年金等の額の加算の対象となっている場合は、支給されません。

※支給期間は、支給開始から5年間です。

※児童の障がいによる受給期間の延長は、ありません。

2 所得制限 有

3 支給月額

遺児1人につき	支給開始～3年目まで	4,350円
	4年目～5年目	2,175円

4 支給月日

5月(3月・4月分)、7月(5月・6月分)、9月(7月・8月分)、11月(9月・10月分)、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)の、原則として25日（25日が土日祝日のときは、直前の平日）

(4) みよし市遺児手当の支給（市制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭、父子家庭、父母のいずれかに障がいのある家庭等の児童の健全な育成及び福祉の増進を目的として支給される手当です。

1 対象者

児童扶養手当と同じ（ただし、みよし市内に居住する場合に限る）

※支給要件1(2)ウは、「身体障がい者手帳1級から3級程度の障がいの状態にある」と読み替えてください。

※児童の障がいによる受給期間の延長は、ありません。

2 所得制限 有

3 支給月額

遺児1人につき 2,500円

4 支給月日

5月(3月・4月分)、7月(5月・6月分)、9月(7月・8月分)、11月(9月・10月分)、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)の、原則として末日（末日が土日祝日のときは、直前の平日）

(5) 公正証書等作成支援

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

取り決められた養育費を継続して確実に受け取ることができるよう、養育費の取決めに係る公正証書等作成費用を補助します。

1 対象者

みよし市に住民登録があり、かつ、ひとり親で対象児童を扶養している方

2 対象経費

公証人手数料、戸籍謄本等取得費用、収入印紙代、切手代等

3 補助金額

補助対象経費の総額または4万円のうちいずれか低い額

(6) 養育費保証契約締結支援

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

養育費を確実に受け取ることができるよう、保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した費用を補助します。

1 対象者

みよし市に住民登録があり、かつ、ひとり親である方

2 対象経費

保証会社と締結した際に要した経費のうち、初回分の保証料として負担した費用

3 補助金額

初回の保証料または取り決めた1か月の養育費のうち、低い額（上限5万円）

(7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭・父子家庭・寡婦の自立を図るための資金やこどもの就学のための資金など、生活の安定と向上やこどもの健やかな成長を図るための資金です。

1 対象者

愛知県内に住む次のいずれかに該当する方

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）又はその扶養している児童及び父母のない20歳未満の児童
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）又はその扶養している児童
- (3) かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある、配偶者のない女子(寡婦)又はその扶養している20歳以上の子
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※貸付を受けるまでには審査があり、確実に借りられるわけではありません。貸付申請から貸付決定（不承認含む）まで約3か月を要します。事前相談も必要なため、お早めにご相談ください。また、支払済みの費用については対象外の場合があります。

2 資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、転宅資金、修学資金、就学支度資金、修業資金等

(8) 母子・父子家庭自立支援給付金

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のため、講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付します。なお、給付金を受けるには所得制限があり、いずれも事前相談が必要です。

1 対象者

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない母又は父
(児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であるもの)

2 給付金の種類

- (1) 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講後に給付します。

- (2) 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得のため、カリキュラムが1年以上の養成機関で修業する場合に給付します。

(対象資格の例：看護師、保育士、作業療法士、美容師など)

(9) 母子・父子・寡婦福祉資金償還援助金（市制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子福祉資金もしくは母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借りに伴う利子を補給します。

1 対象者

母子福祉資金もしくは父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付を受け、現にこれを償還している方で、貸付申請日から起算して6か月以上みよし市に住所を有する方

2 支給額

母子・父子・寡婦福祉資金のうち、就職支度資金・修学資金・就学支度資金・修業資金を除いた貸付資金に対する償還金のうち利子に相当する金額

3 支給月日

4月、10月の原則として末日

(10) 母子保健事業

窓口 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

妊娠・出産・育児を通して安心して、子育てができるように様々な教室や相談を行っています。保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士などの専門スタッフが対応します。

		内容	対象者
妊 産 婦	母子健康手帳交付	母子健康手帳、子育ておうえんプラン、マタニティマーク(キーホルダー)を交付	妊婦(妊娠届出書が必要) ※手続きの際にマイナンバーの確認と身元確認をします。
	パパママ教室	妊娠・出産・育児に関するお話や、沐浴体験、妊婦体験	市内在住の妊娠16週以降の妊婦と夫
	ぴよママ相談	妊娠中や産後の生活についての相談	市内在住の妊娠8か月頃の妊婦と家族
	妊婦健康診査	妊娠中に医療機関・助産所で14回公費(一部補助)健診	市内在住の妊婦
	産婦健康診査	産後8週以内の産婦に医療機関で2回公費(一部補助)健診	市内在住の産婦
	妊産婦歯科健康診査	妊娠中に1回、産後1年未満に1回、指定歯科医療機関で公費(無料)歯科健診	市内在住の妊産婦
	産前産後家事・育児支援事業	家事や育児支援の他、体調の確認及び心配事等の相談や助言	市内在住の近隣に支援者がいない妊娠中から産後6か月未満の母親
乳 幼 児	産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や産後間もない家庭への家事支援ヘルパーの派遣	市内在住の妊娠中から産後1年未満の母親
	産後ケア事業	産院又は居宅において、母子の体調に合わせて、助産師等によるケアを実施	市内在住の産後1年未満の産婦と乳児
	乳児健康診査	乳児(1歳1か月未満)に、医療機関で2回公費(無料)健診	市内在住の乳児 (1歳1か月未満)
	新生児聴覚検査	乳児(8週未満)に医療機関で1回公費(一部補助)検査	市内在住の乳児 (生後8週未満)
	乳幼児の定期健診	3・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	対象児には事前通知あり
	歯科健診	歯科健診、ブラッシング指導 フッ化物歯面塗布(希望児のみ:300円)	市内在住の就学前までの児
	すくすく教室	離乳食のお話	市内在住の7か月ごろの児
子 育 て 支 援	むし歯予防教室	発達やむし歯予防のお話、ブラッシング指導	市内在住の1歳児
	わんぱく教室	生活習慣や食事・おやつについてのお話、ブラッシング指導	市内在住の2歳児
	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けているどちらか一方が市内在住の夫婦に対して治療費の一部を助成	
	不育症治療費助成事業	市内在住の方で、不育症治療を受けている夫婦に対して治療費を助成	
	家庭訪問	新生児や2,500g未満で生まれた赤ちゃん等を家庭訪問保健師、助産師による育児相談等	
	月曜育児健康相談	お子さんの身体計測や発達・食事・歯の健康等の育児相談、電話相談随時	
	母乳育児相談	母乳に関する相談に助産師が対応	
	出前育児相談	おかよし交流センターで、妊婦さんから未就学児を対象に、身体計測や発達・母乳・食事・歯の健康等の育児相談	
	発達育児相談	発達で心配のあるお子さんの相談に、心理相談員が対応 (未就学児対象。初回・未就園児優先)	
	電話相談	随時	
	さくらんぼ (多胎交流支援事業)	多胎児を育てているお母さんや妊婦さん同士の相談、交流、情報交換の場	
	出前育児講座	お母さんたちの集まりの場に出張してお子さんの発達や育児に関する ことについて講座や相談を開催	

※日時・会場については、「広報みよし」などでお知らせしています。

4 子育て支援・保育園等

(1) 保育園

窓口 市役所 保育課

電話 0561-76-5420 ファクシミリ 0561-76-5103

保育園とは、保護者の就労や、病気などのため、家庭でお子さんを保育できないときに保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

1 対象者

みよし市に住民登録をしており、実際にみよし市で生活をしている、生後8か月になった翌日から就学前の児童

2 入園要件

児童の保護者が次に掲げるいずれかに該当することが、主な入園要件です。

- (1) 1か月につき60時間以上の就労
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居する親族の常時介護・看護
- (5) 災害を受けた
- (6) 求職活動
- (7) 1か月につき60時間以上の就学

3 保育園・小規模保育事業所一覧・幼保連携型認定こども園

	園名	3歳以上児 保育	3歳未満児 保育	延長 保育	特別延長 保育	休日保育
1	筋生保育園（民間運営）	○	○	○		
2	天王保育園（民間運営）	○	○	○	○	○
3	なかよし保育園 （民間運営）	○	○	○		○ （祝日のみ）
4	みどり保育園	○	○	○		
5	打越保育園	○	○	○		
6	城山保育園	○	○	○		
7	明知保育園	○	○ (1, 2歳児のみ)	○		
8	すみれ保育園	○	○	○		
9	わかば保育園	○	○	○		
10	黒笹保育園（民間運営）	○	○	○		
11	キッズハウスみよし		○	○		
12	みよしの森ほいくえん		○	○		
13	三好文化こども園 （民間運営）	○	○	○		

※延長保育時間 午後4時～午後7時

（ただし、キッズハウスみよしは午後4時～午後7時30分）

※キッズハウスみよし、みよしの森ほいくえんは、0歳～2歳児が対象の小規模保育事業所です。

4 保育料

- (1) 保護者の市民税等により、保育料が異なります。
- (2) 3歳児から5歳児、第2子以降及び年収360万円未満相当世帯の0歳児から2歳児までのこどもの保育料は0円です。
- (3) 三好文化こども園は入園料等別途上乗せ徴収がかかります。

5 給食費

- (1) 3歳児から5歳児のこどもの給食費は0円です。(0歳児から2歳児までのこどもの給食費は、保育料に含まれています。)
- (2) 三好文化こども園の給食費(3歳児から5歳児)は他の保育園と異なりますので、詳しくは保育課までお問い合わせください

6 定期延長保育料

- (1) 午後4時～1時間未満 …… 100円 (1回につき)
 - (2) 午後5時～1時間未満 …… 100円 (1回につき)
 - (3) 午後6時～1時間未満 …… 100円 (1回につき)
 - (4) 午後7時～午後7時30分 …… 240円 (1回につき) ※キッズハウスみよしのみ
- ※(1)から(3)については、短時間認定者のみ延長保育料が発生します。
- ※(4)について、特別延長保育となり、標準時間認定者及び短時間認定者の両方とも料金が発生します。

7 手続きに必要なもの

保育園入所申込書等(保育課にお問い合わせください。)

(2) 一時的保育

窓口 実施保育所

保護者の就労、疾病等により断続的又は一時的に家庭保育が困難となる児童の一時預かり保育を実施します。

1 対象者

近隣に祖父母など保育のできる親族がいない方で、保護者及び本人がみよし市に住民登録をしており、実際にみよし市で生活をしている、生後8か月になった翌日から就学前の未就園の児童

2 利用条件

- (1) 保護者の就労形態により断続的に保育が必要な場合（非定型的保育サービス事業）
- (2) 保護者の疾病、災害、事故、出産、親族の急な看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする場合（緊急保育サービス事業）
- (3) 保護者がリフレッシュの為の保育を希望する場合（リフレッシュサービス事業）

3 保育期間（日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）

- (1) 非定型的保育サービス事業
1週につき3日以内、月14日を限度とする
- (2) 緊急保育サービス事業
1か月以内で、日曜・祝日及び利用しない日を除き、14日以内とする
- (3) リフレッシュサービス事業（午前8時30分から午後4時までの間）
1週につき1日を限度とする

4 利用料

- (1) 午前8時から午後4時の間の利用
 - ア 3歳未満児…………… 2,000円（1回につき）
 - イ 3歳以上児…………… 790円（1回につき）
- (2) 平日の午後4時以降の利用（3歳未満児・3歳以上児同じ）
 - ア 午後4時～1時間未満…… 100円（1回につき）
 - イ 午後5時～1時間未満…… 100円（1回につき）
 - ウ 午後6時～午後7時……… 100円（1回につき）

※土曜日については、午後4時まで。

※「保育の必要性の認定」を事前に受けた場合は、3歳児から5歳児までのこどもと、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのこどもの利用料は、無償化されます。

5 窓口

実施保育所（苅生保育園・わかば保育園・なかよし保育園）。手続きに必要な書類も各園で配布します。

(3) 特別延長保育

窓口 天王保育園

電話 0561-32-2346 ファクシミリ 0561-34-6792

保護者の就労状況、家庭の事情等により平日に午後 7 時をこえて、緊急時には翌日の午前 7 時30分まで児童を保育します。

1 対象者

市内保育所に入所中の児童で、家庭内や親族に保育する方がいない児童

※ただし、天王保育園在籍児童以外の利用については、保護者等が疾病、事故等の突発的な事由により保育ができない場合に限りお預かりします。

2 保育期間

必要とする期間

3 利用料

- (1) 午後 7 時～ 1 時間未満…………… 240円（1 回につき）
- (2) 午後 8 時～ 1 時間未満…………… 100円（1 回につき）
- (3) 午後 9 時～ 1 時間未満…………… 100円（1 回につき）
- (4) 午後10時～翌日午前 7 時30分… 2,200円（1 回につき）

4 手続きに必要なもの

特別延長保育事業利用申込書等

(4) 休日保育

窓口 天王保育園

電話 0561-32-2346 ファクシミリ 0561-34-6792

なかよし保育園

電話 0561-32-3048 ファクシミリ 0561-34-6786

保護者の就労、疾病等により休日に家庭での保育が困難となる児童を保育します。

1 対象者

市内保育所に入所中の児童で、家庭内や親族に保育する方がいない児童

2 保育期間

必要とする期間又は利用を希望する日

3 実施日

日曜日・祝日（ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）

※休日保育を利用する方は、利用する週の月曜日から土曜日までの間の1日が、保育園お休みとなります。

4 実施園

	園名	利用可能日
1	天王保育園	日曜日・祝日
2	なかよし保育園	祝日

上記以外の市内保育所に入所している場合も、申込みをすることで上記保育所の休日保育の利用が可能です。

5 開所時間

午前7時30分～午後6時（基本の保育時間は午前8時から午後4時まで。ただし保護者の勤務時間及び通勤時間の状況に応じた時間）

6 利用料

利用料については、保育標準時間認定の方は午前8時から午後6時まで、保育短時間認定の方は午前8時から午後4時までの保育料に含まれます。

保育短時間認定の方の午後4時以降の利用料については、次のとおり別途料金がかかります。

(1) 午後4時～1時間未満…… 100円（1回につき）

(2) 午後5時～午後6時……… 100円（1回につき）

7 手続きに必要なもの

休日保育事業利用申込書等

(5) 病児・病後児保育

窓口 市役所 保育課

電話 0561-76-5420 ファクシミリ 0561-76-5103

みよし市民病院 小児科

電話 0561-33-3300 ファクシミリ 0561-33-3308

病気やけがの回復期にある児童又は回復期に至らない児童を病院等に付設された専用施設で保育します。

1 対象者

市内在住の児童で、生後8か月から小学校6年生までの病児・病後児（名古屋市相互利用あり）

2 保育期間

午前8時30分から午後5時まで（緊急時の延長は午後6時まで）

※休園日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

3 保育場所

みよし市民病院院内保育所「Qの家（おうち）」

4 利用料

2,000円／日 ※緊急時の延長は500円／30分

5 手続きに必要なもの

病児保育利用基本台帳等

※原則利用日前日の午後3時までに申し込み

(6) 放課後児童クラブ

窓口 市役所 学校教育課
又は各児童クラブ

電話 0561-32-8028 ファクシミリ 0561-34-4379

放課後児童クラブは、昼間労働などで保護者が家庭にいない児童を対象に、自主活動や遊びを中心とした活動を通じて児童の安全な居場所を確保します。

1 対象者

次のいずれかに該当する市内小学校在学中の1～6年生

- (1) 保護者が昼間家庭内外で家事以外の労働（内職を除く）をしている場合
- (2) 保護者が病気や怪我をしている場合
- (3) 保護者が同居する病人や障がい者の世話をしている場合
- (4) (1)～(3)までに類すると教育委員会が認める場合

※定員を超える申込があった場合は、学年や就労状況等により入所決定します。

2 開所時間

- (1) 通常 …… 小学校の放課後から午後7時まで
- (2) 祝日・学校代休日 …… 午前7時30分から午後7時まで
- (3) 長期学校休業日 …… 午前7時30分から午後7時まで

※土曜日及び日曜日、5月3日から同月5日まで、8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月4日までは休所日です。

※午前8時以前及び午後6時以降の利用ができるのは、就労証明等により必要性が認められる方に限ります。

3 利用料

(1) 通年利用	
5,200円	8月を除く
9,500円	8月
(2) 長期休業日	
3,000円	夏休みの7月
9,500円	夏休みの8月
開所1日あたり500円	春休み、冬休み

4 実施場所

- (1) 中部児童クラブ（中部小学校体育館南）
- (2) 北部児童クラブ（北部小学校正門前）
- (3) 南部児童クラブ（南部小学校舎内）
- (4) 天王児童クラブ（天王小学校運動場東）
- (5) 三吉児童クラブ（三吉小学校南校舎北）
- (6) 三好丘児童クラブ（三好丘小学校舎内）
- (7) 緑丘児童クラブ（緑丘小学校舎内）
- (8) 黒笹児童クラブ（黒笹小学校舎内）

(7) 親子通園ルーム「ふたば」

窓口 親子通園ルームふたば

電話 0561-32-0213

市役所 保育課

電話 0561-76-5420

発達がゆっくりなお子さんや子育てに不安を感じている保護者が親子で通園し、ふれあい、いろいろな遊びを通して、保護者と共にお子さんの育ちを支援していきます。

1 対象者

1歳～3歳くらいまでの乳幼児及び保護者

2 場所

市民活動センター2階

3 活動日

火曜日～金曜日で曜日によってグループに分かれ、親子で通園

(8) 児童発達支援事業所「よつば」

窓口 児童発達支援事業所よつば

電話 0561-32-1133 ファクシミリ 0561-34-6795

市役所 保育課

電話 0561-76-5420

心身の発達上に支援が必要なお子さんが単独で通所するところです。一人ひとりにあった支援をおこない、お子さんの成長、発達を促します。また、ご家族と一緒にお子さんの育ちを支援していきます。

1 事業所名

みよし市児童発達支援事業所よつば

2 対象者

3歳～5歳の幼児

3 場所

明知保育園内

(9) こども相談窓口

児童虐待、子育てに関する相談を受けます。

1 対象者

18歳未満の児童及び保護者

2 窓口

※祝日・年末年始は除く

相談の種類	受付時間	場所・問合わせ先
こども・子育て相談 (しつけ、癖、発達など)	月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 こども相談課内 【こども相談電話】32-0910
家庭教育に関する相談 (教育環境、人間関係など)		
児童虐待相談 (頻繁な怒鳴り声や泣き声が聞こえるなど)		
教育に関する相談 (家庭・学校・不登校・特別支援教育)	毎週月曜日 午前9時～午後4時	みよし市教育センター学びの森 電話33-5010 ※心理士への相談には予約が必要です。
	毎週火曜日 午前9時～午後4時	
	毎週水曜日 午前9時～午後4時	
	毎週木曜日 午前9時～午後4時	
	毎週金曜日 午前9時～午後5時	
	毎週木曜日 午後6時～午後8時	市役所 学校教育課 電話32-8026 ※心理士への相談には予約が必要です。

(10) 子育て支援センター

窓口 各地区子育て支援センター

電話・ファクシミリは160ページ参照

1 相談事業

こどもの発育発達、生活習慣、しつけ、遊びなどの育児に関する相談を受け付けます。

(1) 対象者

乳幼児を扶養している保護者

(2) 相談方法

電話、面接、訪問

(3) 場所

ア なかよし地区子育て支援センター（子育て総合支援センター内）

イ 三好丘地区子育て支援センター（みどり保育園内）

ウ みなよし地区子育て支援センター（打越保育園内）

エ 黒笹地区子育て支援センター（黒笹保育園内）

2 子育て支援

(1) わくわくルーム（2歳児親子）

(2) ぴよちゃんルーム（1歳児親子）

(3) あかちゃんルーム（0歳児親子）

(4) 保育園開放（園庭開放）

(5) かんがるーのへや

(6) 育児講座

(7) 子育て啓発情報誌「すこやか」「みよし市子育てサポートガイド」発行

(8) 子育てサークル支援

3 子育てふれあい広場

場 所	子育て総合支援センター	カリヨンハウス1階
閉 所 日	(1) 日・月曜日 (2) 年末年始 (12月28日から翌年1月4日まで)	(1) 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌平日) (2) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)
時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
利用対象者	0歳から未就学児の親子等	0歳から未就学児の親子等
子 育 て 相 談	開館時間内で随時	開館時間内で随時

(11) ファミリー・サポート・センター

窓口 みよし市ファミリー・サポート・センター
(子育て総合支援センター内)

電話・ファクシミリ 0561-34-2228

育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と育児の応援をしたい方（援助会員）がお互いに助け合う会員組織です。

1 会員の条件

(1) 依頼会員

市内在住・在勤・在学で、生後2か月から小学校6年生までのこどもの保護者（病児・病後児の場合、生後8か月から小学校6年生まで）

(2) 援助会員

市内在住で心身ともに健康で、有償で育児の援助をしてくれる

2 利用について

曜日	時間	料金
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	700円／時 (病児・病後児の場合 1,200円／時)
	上記以外の時間	800円／時 (病児・病後児の場合 1,300円／時)
土・日・祝日及び 12月29日～ 翌年1月3日	午前7時～午後7時	800円／時 (病児・病後児の場合 1,300円／時)
	上記以外の時間	900円／時 (病児・病後児の場合 1,400円／時)

※こども1人につき1時間あたりの基準額。病児・病後児預かり活動への助成金あり

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

窓口 市役所 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

保護者が病気、その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を一時的に児童福祉施設において養育します。

1 対象者

18歳未満の児童

2 利用理由

傷病、疲労、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等

3 利用期間

7日以内（宿泊をとまなう）

4 実施施設

児童福祉施設

5 利用料

児童1人につき、1日あたり

2歳未満児……………0円～5,350円

2歳以上児……………0円～2,750円

(13) 母子生活支援施設入所

窓口 市役所 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

配偶者がいないか又はこれに準ずる事情にある母親が、18歳未満の児童を養育していくことが困難となった場合に、その母親の申し出に基づき、児童と一緒に母子生活支援施設へ保護し、生活を安定するための相談・支援活動により生活の再建（自立）を支援します。

1 対象者

配偶者がいないか又はこれに準ずる事情があり、18歳未満の児童を養育していくことが困難となった母親及びその児童

2 利用者負担

入所者の所得税等により、費用が異なります。

(14) 助産施設入所

窓口 市役所 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦からの申し込みによって助産施設に入所して、助産することができます。

1 対象者

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦

2 利用者負担

入所者の所得税等により、費用が異なります。

(15) 子どもの学習・生活支援事業

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

就学援助対象世帯等の経済的に学習の機会に恵まれない子どもや、不登校等の生きづらさを抱えた子どもに対し、少人数形式による学習指導を行い、学習習慣の定着、学力向上及び生活習慣の改善を目的とした支援を行います。

1 対象者

- (1) 市内在住の就学援助対象世帯、ひとり親世帯等の小学生、中学生
- (2) 生きづらさを抱える小学生・中学生

2 事業内容

- (1) 学習支援
学習習慣の定着や学力向上を目標に一人一人の学習ペースに合わせた支援を行います。
- (2) 生活支援
生活習慣の改善や家庭・学校以外でのコミュニケーションを通じて、社会性を身に付けるための支援を行います。
- (3) 進路相談支援
進路選択の相談・助言を行います。

3 場所

みよし市三好町地内
(詳しくは、福祉課にお問い合わせください。)

4 日時

毎週木曜日 午後 5 時30分から午後 7 時30分

5 利用料

無料

6 申込方法

福祉課にお問い合わせください。
事業運営法と簡単な面談の実施後に、利用申込書を提出していただきます。

7 その他

随時、学習ボランティアを募集しています。子どもたちのチャレンジを応援したいという方は、福祉課までお問い合わせください。